

給与所得者の皆さん 12月は年末調整の時期です！

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者が、毎月の給与から源泉徴収された一年間の所得税の過不足を精算する手続きのことです。

給与所得者にかかる年間の所得税額は、扶養親族の異動、給与額の変動、生命保険料・地震保険料などの控除を年末調整によって行うなどの理由により、毎月源泉徴収された額と必ずしも一致しません。

このため、年間の給与総額が確定する年末に、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、その年の税額の過不足を調整することで、大部分の給与所得者は確定申告をする必要がなくなります。

事業主（給与の支払者）の方へ 給報の提出は1月31日まで

給与の支払者は、支払いを受ける人（給与受給者）の居住する市町村に、一年間に支払った給与等の明細【給与支

払報告書】を提出する義務があります。

この給与支払報告書は、住民税の課税や、諸証明発行の資料となるものですので、全ての受給者（退職者・アルバイトも含む）について作成し、必ず期限内に提出してください。

■提出期限

平成24年1月31日（火）

■提出先

給与受給者が平成24年1月1日現在に居住する市町村

■記入上の注意

①受給者の平成24年1月1日現在の住民登録地または居所を記入してください。
居所を記載した場合は、摘要欄に住民登録地の記入をお願いします。

②受給者の氏名には、正確なフリガナを必ずつけてください。（外国人の場合は外国人登録をした氏名）

③受給者の生年月日は必ず記入してください。

④摘要欄には、住宅借入金等特別控除の可能額と居住開始年月日、国民年金保険料等の金額、扶養親族の氏名と続柄（別居者については住所も）、前職の合算処理などの事項を必ず記載してください。

■お問い合わせ

税務課市民税担当
(内線1533~155)



12月は滞納整理強化月間です

市税は、市政を運営する上で欠かせない自主財源です。夜間に、市税等の納付が遅れている方に対し、電話による自主納付の呼びかけを行っています。

■お問い合わせ

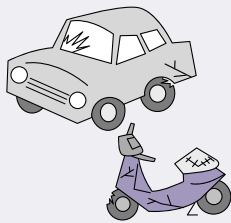
納期内、早期納付にご協力ください。（今月の納税P9）
税務課
(内線1611・1633~166)

自動車（バイク・農耕車） の登録手続きは忘れずに！

次の場合は登録手続きを行ってください。

登録手続きをおこたると、下取りに出した自動車や廃車した自動車（バイク・農耕車）の納税通知書が届くことや、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因になります。

- ・亡くなったとき
- ・氏名や住所が変わったとき
- ・自動車を廃車したとき
- ・売買などで所有者が変わったとき



■課税状況のお問い合わせ

□普通自動車

山梨県総合県税事務所
☎055-262-4662
☎055-263-2421
□軽自動車・原付・バイク
税務課市民税担当
(内線1533~155)

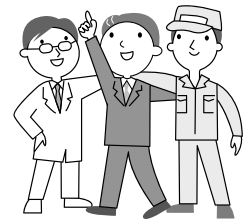
■手続き先一覧

車両	手続先	お問い合わせ電話番号
普通自動車 バイク（250cc超）	山梨陸運支局	050-5540-2039
軽自動車 バイク（125cc～250cc）	軽自動車協会	055-262-7548
農耕車（トラクター等） 原動機付自転車（50cc～125cc）	市役所税務課 市民税担当	0551-22-1111 (153～155)

■自動車税には、次のような税金がかかります。

購入	保有	使用
・自動車取得税（県税）	・自動車税（県税） ・軽自動車税（市税） ・自動車重量税（国税）	【ガソリン消費】 ・揮発油税（国税） ・地方道路税（国税） 【軽油消費】 ・軽油取引税（県税）

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さまへ

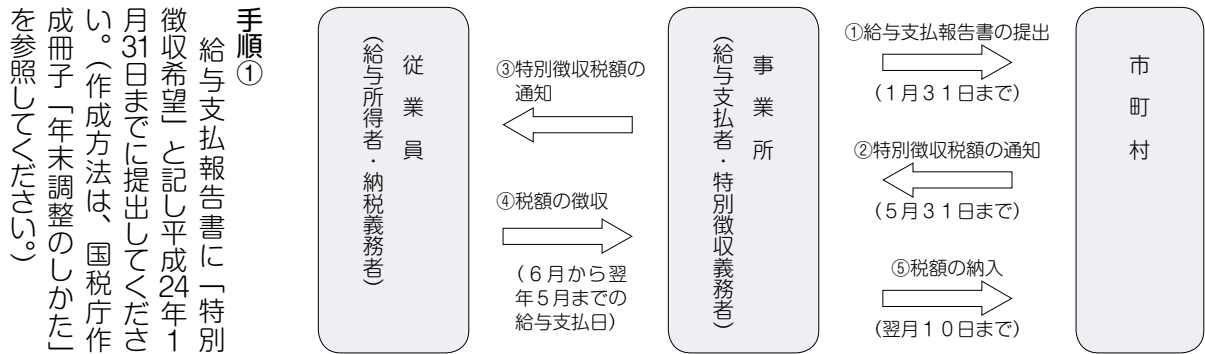


個人住民税の特別徴収の実施について

「個人住民税の特別徴収」とは、事業主の皆さまが国の所得税と同様に特別徴収義務者として、従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を毎月徴収し、従業員の住所地の市町村に納入いただく制度です。

地方税法や市の条例により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収により納めていただくことになっております。

特別徴収の手続き方法



手順②・③

平成24年5月31日までに市から、納付書及び事業所あて従業員あての通知・納付書を送付します。

手順④・⑤

特別徴収税額の合計額の12ヶ月分の1の金額を、6月から翌年5月までに毎月支払う給与から徴収し、徴収した月の翌月10日までに市へ納入します。その際は送付した納付書を使用します。

特別徴収すると・・・

- ・従業員の方が金融機関に出向く手間が省けます。
- ・給与から直接徴収されるため、個人の納税忘れにより延滞金を徴収されるなどの事態を避けられます。
- ・従業員の方にとって年4回納付の普通徴収は負担感があります。特別徴収は年12回となるため、1回当たりの負担が軽くなります。

■お問い合わせ

税務課市民税担当
(内線 1536～1556)

償却資産の申告を忘れずに

償却資産とは、会社や個人で事業をしている方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの有形資産のことをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

■対象となる資産

- ・構築物（広告塔・舗装路面・水槽・煙突など）
- ・機械および装置（製造設備など）
- ・車両および運搬具（フォークリフトなど）

- ※自動車税、軽自動車税の課税対象は除く
- ・工具・器具・備品（事務機器・各種工具など）

■申告期限

償却資産を所有している方は、平成24年1月1日現在の資産状況を、平成24年1月31日（火）までに申告してください。

冷蔵倉庫用建物を所有している方へ

これまで、木造以外の冷蔵倉庫用建物の固定資産税評価額の計算に用いる経年減点補正率（建物の経過年数に応じた減価率）の適用が「一般倉庫」と同じ扱いになっていましたが、平成24年度から、冷蔵倉庫用建物には「一般倉庫」と比べて建物の評価額が早く減少する経年減点補正率を適用することになりました。

つきましては、次の3項目すべてに該当する冷蔵倉庫用建物を所有している方は、税務課固定資産税担当へご連絡をお願いいたします。

- ① 保管温度が摂氏10度以下に保たれる倉庫である。
- ② 保管温度が摂氏10度以下に保たれる部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上ある。
- ③ 倉庫そのものに冷蔵機能を備えている。（倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているものではない）

■お問い合わせ・申告先

税務課固定資産税担当
(内線 1566～1586)